

荒尾市立図書館
相互貸借取り扱い要領について

2026年 3月1日
荒尾市立図書館 指定管理者
株式会社 紀伊國屋書店

荒尾市立図書館相互貸借取り扱い要領

(目的)

この要領は、図書館間の協力の一環として、荒尾市立図書館が所蔵していない資料で市民の資料要求があるものを、他の公共図書館及びその他の図書館等（以下「他館」という。）から借り受けるに当たって、又は他館に荒尾市立図書館の資料を貸し出すに当たって、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象とする館)

相互貸借の対象とする館は、次のとおりとする。

(1) 借受

- ア 図書館法に定める公共図書館
- イ 前号以外の図書館で、貸出を認める図書館

(2) 貸出

- ア 図書館法に定める公共図書館
- イ 前号以外の図書館で、館長が貸し出すことを適当と認めた図書館

(相互貸借の基準)

- (1) この要領のほか、「公共図書館間資料相互貸借指針」（全国公共図書館協議会平成18年6月30日施行。以下「指針」という。）に基づき、相互貸借を行うものとする。
- (2) 貸出は、この要領及び指針に準じて行い、借受は相手館の指定するところにより行うものとする。ただし、該当相手館と別の合意がある場合は、その合意に従うものとする。

(相互貸借利用者対象)

相互貸借の利用者は、荒尾市在住者に限る。

(資料の借受)

荒尾市立図書館で所蔵していない資料で、研究又は調査のために購入希望申し込みがあり、選書会議等において収集しないこととした資料、又は絶版等により収集できない資料については、他館から借り受けるものとする。

ただし、「荒尾市立図書館資料選定基準」により収集対象から除外している資料及びマンガについては、借り受けないものとする。

（借受資料の利用）

借り受けた資料は、荒尾市立図書館の貸出利用に関する定めに基づいて利用するものとする。ただし、貸出館から利用上の条件が付されているときは、その条件を遵守して利用しなければならない。

（借受の経費負担）

資料の借受及び返納に要する経費は、荒尾市立図書館が負担する。ただし、相手館と別の合意がある場合は、その合意に従うものとする。

（資料の貸出）

他館へ貸し出す資料は、荒尾市立図書館が館外貸出可能としている資料で、貸出予約がないもののうち、次に掲げる資料を除いたものとする。

- (1) 受入登録日から3ヶ月以内の新着資料
- (2) 雑誌等の逐次刊行物
- (3) 新聞及び行政広報誌等
- (4) 視聴覚資料（障がい者用資料である録音図書を除く。）
- (5) 和綴じ本
- (6) その他、館長が貸し出すこと不相当と認めた資料

（貸出資料の利用条件）

- (1) 貸出資料は、借受館の規則等に基づいて利用することができるものとする。
ただし、館長は、貸出資料の状態等により条件を付することができるものとし、借受館は、その条件を遵守しなければならない。
- (2) 郷土資料を貸し出す場合は、借受館の館内閲覧を条件とする。

（貸出資料の複写）

借受館が荒尾市立図書館から貸出を受けた資料の複写しようとしたときは、著作権法の規定を遵守するとともに、館長の指示に従わなければならない。

（貸出数と貸出期間）

- (1) 同時に貸し出す資料の冊数については、特に制限は設けないものとする。資料の貸出期間は30日以内とし、その期間は貸し出した日から起算し、該当資料が荒尾市立図書館に返却される日までとする。
ただし、館長が特に必要と認めたときは、この限りではない。

(2) 館長は、業務上の必要が生じたときには、貸出期間中であっても、相手館に返却を求めることができる。

(貸出の経費負担)

資料の貸出に要する経費は、借受館の負担とするものとする。

ただし、当該館と別の合意があるときは、その合意に従うものとする。